

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発事業の事業計画の変更……………一
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 家畜人工授精師の登録……………一
- ……………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………一
- 森林法第百八十九条の揭示……………二
- ……………(産業労働局農林水産部森林課)……………二
- 特定非営利活動法人の認定……………三
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………三
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………四
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………四
- 低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定……………四
- ……………(環境局環境改善部大気保全課)……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………六
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要(二件)……………八
- ……………(同)……………八

告示

●東京都告示第千五百三十五号

東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業の事業計画を変更したので、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第五十六条において準用する同法第五十四条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年九月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 市街地再開発事業の種類
東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業

二 事業施行期間
昭和五十九年七月十一日から平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区及び工区

(一) 施行地区

江戸川区小松川一丁目、同区小松川二丁目、同区小松川三丁目、同区小松川四丁目及び江東区東砂二丁目の各一部

(二) 工区

第一の一工区	江戸川区小松川三丁目の一部
第一の二工区	同右
第一の三工区	同右
第一の四工区	同右
第一の五工区	同右
第一の六工区	同右
第一の七工区	同右
第一の八工区	同右
第一の九工区	同右
第二の一工区	同右
第三工区	江戸川区小松川二丁目及び同区小松川三丁目の各一部

第四工区	江戸川区小松川二丁目の一部
第五の一工区	同右
第五の二工区	江戸川区小松川一丁目及び同区小松川二丁目の各一部
第六工区	江戸川区小松川一丁目、同区小松川二丁目、同区小松川三丁目及び同区小松川四丁目の各一部
第七工区	江戸川区小松川一丁目の一部
第八工区	同右
第九工区	同右
第十工区	同右
第十一の一工区	同右
第十一の二工区	同右
第十二工区	江戸川区小松川一丁目及び江東区東砂二丁目の各一部
第十三工区	江戸川区小松川一丁目の一部
第十四の一工区	江戸川区小松川三丁目の一部

四 施行者の名称
東京都

五 事務所の所在地
中野区中野一丁目二番五号
東京都第二市街地整備事務所

六 事業計画の決定の年月
昭和五十九年七月十一日

七 変更の内容
事業施行期間を平成三十二年三月三十一日まで延長する。

八 事業計画の変更の年月
平成二十八年七月二十八日

●東京都告示第千五百三十六号

家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九十七号)第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師

名簿に登録した。

平成二十八年九月五日

東京都知事 小池 百合子

免許番号 免許年 住所 氏名 家畜の種類及び業務の別

第八百八号 平成二 新宿区上 林 野一 牛 家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務

十八年 落合一丁目二十七番十一号 ブルーメン落合二〇二

豚 家畜人工授精の業務

●東京都告示第千五百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十八年九月五日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
西多摩郡檜原村字藤原 九一九二番一	新海晴夫	檜原村役場
西多摩郡檜原村字藤原 九一九二番一	小泉新平、田之	

九一九二番二

倉志馬次郎、小林平次郎、小林新吉、小泉光猶、山本國五郎、竹尾知旨、小泉嘉伊市、吉川由太郎、土屋辨次郎、振屋政之丞、振屋宮藏、小泉兼松、小泉金藏、田之倉政吉、小林義治、小林茂市、小泉彦四郎、田之倉鹿藏、小泉正教、小泉嘉市、小泉重吉、小泉勘五郎、小泉元吉、小泉延豊、小泉儀三郎、田ノ倉兼太郎、田之倉重保、小林忠利

西多摩郡檜原村字藤原 九一九九番一、九二〇一番

小泉兼松、小林忠利、振屋喜久次、振屋三千年、土屋春義、高橋政之照、小泉亀吉、山本恵三、田ノ倉博、田之倉志馬次郎、田之倉勝徑、小泉武秋、吉本大助、小林三男、小泉良正、小泉武一、田之倉實夫、小泉嘉美、小泉濱藏、小泉八喜藏、小泉正助、小泉トヨ、小林キミ、小泉平作

西多摩郡檜原村字藤原 九一九五番一	佐藤泰民
西多摩郡檜原村字藤原 九一九五番三	加藤国一
西多摩郡檜原村字藤原 九一九五番四	内山登
西多摩郡檜原村字藤原 九一九五番五	神谷昭雄
西多摩郡檜原村字藤原 九一九五番八	柳川金藏
西多摩郡檜原村字藤原 九一九五番九	塩澤伸治、塩澤やゑ、塩澤かめ子
西多摩郡檜原村字藤原 九一九五番一一	坪井淑恵、坪井健
西多摩郡檜原村字藤原 九一九五番一三	太田穰
西多摩郡檜原村字藤原 九一九五番一五	西沢武雄
西多摩郡檜原村字藤原 九一九五番一八	西垣学
西多摩郡檜原村字藤原 九一九五番二〇、同番三〇	大島テイ
西多摩郡檜原村字藤原 九一九五番二二	高木保太郎
西多摩郡檜原村字藤原 九一九五番二三	市島淑子
西多摩郡檜原村字藤原 九一九五番二四	征矢美保
西多摩郡檜原村字藤原 九一九五番二五	加藤伊兵衛

西多摩郡檜原村字藤原 九一九五番二七	高島隆基
西多摩郡檜原村字藤原 九一九五番二九	江藤哲二
西多摩郡檜原村字藤原 九一九五番三一	原義孝
西多摩郡檜原村字藤原 九一九七番	小泉茂吉、小泉米吉、小泉九之助、小泉兼吉、小泉栄藏、小泉巳之助、小泉初五郎、小泉長吉、小林忠次郎、小林治郎左衛門、小林治右衛門、田之倉伊勢松、田之倉熊次郎、田倉眞右衛門、田ノ倉亀吉、田之倉佐吉、田倉安五郎、土屋竹太郎、吉川常五郎、吉川才兵衛、杉田徳次郎、山本善右衛門、小林弥左衛門、小泉庄兵衛、田倉才次郎、田倉才市、田倉惣七、振屋勘左衛門、振屋市右衛門、振屋五兵衛、小井川春吉、田倉久兵衛、田倉清兵衛、田倉徳兵衛、大久保廣吉、大久保鶴吉、平野米吉

西多摩郡檜原村字神戸 八一七七番四	森亮三
西多摩郡檜原村字数馬 七〇五三番一	中村常三郎、小林彦次、中村太三郎
西多摩郡檜原村字人里 六八二一番、六八二二番二、六八二二番三	中村辰巳
西多摩郡檜原村字南郷 六一一七番、六一一八番一、六一一八番三、六一一九番一、六一一九番二、六一一九番三	吉本次雄、杉田春治、鈴木守利、岡部猛、吉野康一、島本壽美
西多摩郡檜原村字南郷 六一一八番一、六一一九番三	鈴木宝代

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十八年東京告示第千九百九十四号のとおり。

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
八王子市上恩方町二六五九番イ、二六七五番、二六七六番	半澤光幸	八王子市役所
八王子市上恩方町二六八七番一から二六八七番三まで、三一八五番	中村正晴	

から三一八八番まで	
八王子市上恩方町三〇七九番イ、三〇八〇番	小河美幸
八王子市上恩方町三〇七九番ロ、三〇七九番ハ、三〇八一番、三二六五番二	橋本林太郎
八王子市上恩方町三一三八番一	尾崎裕
八王子市上恩方町三一八三番、三一八四番、三二六八番、三二六九番	米山博司
八王子市上恩方町三二六四番、三二六五番一、三二六六番、三二七五番	橋本輝美

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十八年東京告示第千二百二十八号のとおり。

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年九月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人日本文化塾

二 代表者の氏名

鈴木 壽子

三 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区奥沢八丁目二十九番十四号

四 認定の有効期間

平成二十八年八月二十六日から平成三十三年八月二十五日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十八年九月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

立川市柏町三丁目十四番二
東大和市桜が丘四丁目二百
九十番地三

内野ハウジング有会社

代表取締役 内野 泰由

日野市東豊田一丁目九番一の
一部及び同番一地先
日野市多摩平一丁目二番地
の一大木ビル内

株式会社大木不動産

代表取締役 大木 茂

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十八年九月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

清瀬市中清戸二丁目七百九十八番一、同番六、七百九十九番三及び八百六十八番一
西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

狛江市猪方二丁目百三十九番一の一部
西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

小平市小川町一丁目二百九十九番一、同番一地先及び二百二十五番一
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

東村山市秋津町一丁目十三番十九
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

低NOx・低CO₂小規模燃焼機器の認定について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五号)第二百二十七条第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器について、東京都低NOx・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱(平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二

号)第六条第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。
平成二十八年九月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 認定した機器等

(一) グレードA

別記一のとおり

(二) グレードA

別記二のとおり

二 認定年月日

平成二十八年七月二十五日

別記一

グレードA	認定番号	認定機器の種類	代表型式の名称	申請者の氏名又は名称
	GAX-16-001	冷温水発生機	CHI-KZ60Gほか7型式	矢崎エナジシステム株式会社
	GAX-16-002	同右	CHI-MZ70Gほか5型式	同右
	GAX-16-003	同右	CHI-MZ80Gほか5型式	同右
	GAX-16-004	同右	CHI-MZ90Gほか5型式	同右
	GAX-16-005	同右	CHI-MZ100Gほか5型式	同右
	GAX-16-006	同右	CHI-MG70Gほか5型式	同右
	GAX-16-007	同右	CHI-MG80Gほか5型式	同右
	GAX-16-008	同右	CHI-MG90Gほか5型式	同右
	GAX-16-009	同右	CHI-MG70HGほか5型式	同右
	GAX-16-010	同右	CHI-MG80HGほか5型式	同右
	GAX-16-011	同右	CHI-MG90HGほか5型式	同右
	GAX-16-012	同右	CHI-MG80HGほか5型式	同右
	GAX-16-013	同右	GXYAP450CNほか23型式	アイシン精機株式会社
	GAX-16-014	同右	GCP4501MT2ほか23型式	ダイキン工業株式会社
	GAX-16-015	同右	GCP5601MT2ほか23型式	三菱重工業株式会社
	GAX-16-016	同右	GCP7101MT2ほか23型式	同右
	GAX-16-017	同右	YNZP224K1NB	ヤンマーエネルギーシステム株式会社
	GAX-16-018	同右	YNZP280K1NB	同右

別記二

グレードA	認定番号	認定機器の種類	代表型式の名称	申請者の氏名又は名称
	GAX-16-001	冷温水発生機	CHI-KZ30Gほか7型式	矢崎エナジシステム株式会社
	GAX-16-002	同右	CHI-KZ40Gほか7型式	同右
	GAX-16-003	同右	CHI-KZ50Gほか7型式	同右
	GAX-16-004	同右	CHI-KZ80Gほか7型式	同右
	GAX-16-005	同右	CHI-KZ30HGほか7型式	同右
	GAX-16-006	同右	CHI-KZ40HGほか7型式	同右
	GAX-16-007	同右	CHI-KZ50HGほか7型式	同右
	GAX-16-008	同右	CHI-KZ60HGほか7型式	同右
	GAX-16-009	同右	CHI-KG30Gほか7型式	同右
	GAX-16-010	同右	CHI-KG40Gほか7型式	同右
	GAX-16-011	同右	CHI-KG60Gほか7型式	同右
	GAX-16-012	同右	CHI-KG30HGほか7型式	同右
	GAX-16-013	同右	CHI-KG40HGほか7型式	同右
	GAX-16-014	同右	CHI-KG50HGほか7型式	同右
	GAX-16-015	同右	CHI-KG60HGほか7型式	同右
	GAX-16-016	同右	CHI-MZ70HGほか5型式	同右
	GAX-16-017	同右	CHI-MZ80HGほか5型式	同右
	GAX-16-018	同右	CHI-MG100Gほか5型式	同右
	GAX-16-019	同右	AXGP224E3Nほか15型式	アイシン精機株式会社
	GAX-16-020	同右	AXGP280E4Nほか7型式	同右

GAX-16-021	同右	AXGP355E4Nほか7型式	同右
GAX-16-022	同右	GYAP224CNほか15型式	ダイキン工業株式会社
GAX-16-023	同右	GYAP280DNほか7型式	同右
GAX-16-024	同右	GYAP355DNほか7型式	同右
GAX-16-025	同右	GCP2243MT1ほか7型式	三菱重工業株式会社
GAX-16-026	同右	GCP2803MT1ほか7型式	同右
GAX-16-027	同右	GCP3553MT1ほか7型式	同右
GAX-16-028	同右	U-GH560T1Dほか32型式	パナソニック株式会社
GAX-16-029	同右	U-GH850T1Dほか26型式	同右
GAX-16-030	同右	YNZP355K1NB	ヤンマーエネルギーシステム株式会社
GAX-16-031	同右	YGZP450K1NBほか7型式	同右
GAX-16-032	同右	YGZP560K1NBほか8型式	同右
GAX-16-033	同右	YGZP710K1NBほか7型式	同右
GAX-16-034	同右	YGZP850K1NBほか8型式	同右

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年九月五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年九月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 カインズホーム青梅インター店
- 二 店舗所在地 青梅市新町六丁目九番四ほか
- 三 設置者名 株式会社カインズ
- 四 設置者住所 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号
- 五 変更前の設置者住所 群馬県高崎市高関町三百八十番地
- 六 変更後の設置者住所 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社カインズ

- 八 変更前の小売業者の住所 群馬県高崎市高関町三百八十番地
- 九 変更後の小売業者の住所 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号
- 十 変更日 平成二十五年十一月五日
- 十一 届出日 平成二十八年七月二十二日
- 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十三 縦覧期間 平成二十八年九月五日から平成二十九年一月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 光が丘I M A
- 二 店舗所在地 練馬区光が丘五丁目一番一号
- 三 設置者名 株式会社新都市ライフホールディングス
- 四 設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号
- 五 変更前の設置者名 株式会社新都市ライフ
- 六 変更後の設置者名 株式会社新都市ライフホールディングス
- 七 変更前の設置者住所 新宿区西新宿六丁目五番一号
- 八 変更後の設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号
- 九 変更前の設置者名 古屋 雅弘
- 十 変更後の設置者名 安達 勝

- 十一 代表者名 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか七十一名
- 十二 変更後の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか七十一名
- 十三 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか三十二名
- 十四 変更前の小売業者の住所 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一(株式会社タイエー)ほか
- 十五 変更後の小売業者の住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一(株式会社イオンリテールストア)ほか
- 十六 変更前の小売業者の代表者名 野田 亨(合同会社西友)ほか
- 十七 変更後の小売業者の代表者名 上垣内 猛(合同会社西友)ほか
- 十八 変更日 平成二十八年六月二十九日ほか
- 十九 届出日 平成二十八年八月五日
- 二十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 二十一 縦覧期間 平成二十八年九月五日から平成二十九年一月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 二十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

<p>一 店舗名 サミットストア東長崎店</p> <p>二 店舗所在地 豊島区長崎五丁目二十番十四号</p> <p>三 設置者名 日立キャピタル株式会社</p> <p>四 設置者住所 港区西新橋一丁目三番一号</p> <p>五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社</p> <p>六 変更前の小売業者の代表者名 田尻 一</p> <p>七 変更後の小売業者の代表者名 竹野 浩樹</p> <p>八 変更日 平成二十八年六月二十七日</p> <p>九 届出日 平成二十八年八月九日</p> <p>十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十一 縦覧期間 平成二十八年九月五日から平成二十九年一月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 志村3丁目駅前ショッピングセンター</p> <p>二 店舗所在地 板橋区志村三丁目二十六番四号</p> <p>三 設置者名 フロンティア不動産投資法人</p> <p>四 設置者住所 中央区銀座六丁目八番七号</p> <p>五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社</p>	<p>六 変更前の小売業者の代表者名 田尻 一</p> <p>七 変更後の小売業者の代表者名 竹野 浩樹</p> <p>八 変更日 平成二十八年六月二十七日</p> <p>九 届出日 平成二十八年八月十六日</p> <p>十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十一 縦覧期間 平成二十八年九月五日から平成二十九年一月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 サミットストア滝野川紅葉橋店</p> <p>二 店舗所在地 北区滝野川四丁目一番十八号</p> <p>三 設置者名 フロンティア不動産投資法人</p> <p>四 設置者住所 中央区銀座六丁目八番七号</p> <p>五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社</p> <p>六 変更前の小売業者の代表者名 田尻 一</p> <p>七 変更後の小売業者の代表者名 竹野 浩樹</p> <p>八 変更日 平成二十八年六月二十七日</p> <p>九 届出日 平成二十八年八月十六日</p> <p>十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番</p>	<p>十一 縦覧期間 平成二十八年九月五日から平成二十九年一月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年九月五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。 平成二十八年九月五日</p> <p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>二 店舗所在地 カインズホーム青梅インター店 青梅市新町六丁目九番四ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社カインズ</p> <p>四 設置者住所 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二</p>
--	---	---

<p>五 変更前の店舗面積の合計 一万六千八百三十四平方メートル</p>	<p>十八 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前七時から午後八時までほか</p>	<p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>六 変更後の店舗面積の合計 一万九千八百三十四平方メートル</p>	<p>十九 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前七時から午後八時までほか</p>	<p>十 縦覧期間 平成二十八年九月五日から平成二十九年一月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>七 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 千百三十三台</p>	<p>二十 変更日 平成二十八年九月二日ほか</p>	<p>十一 縦覧時間 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成二十八年九月五日</p>
<p>八 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 千六十二台</p>	<p>二十一 届出日 平成二十八年七月二十二日</p>	<p>一 店舗名 フロム中武</p>
<p>九 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 店舗東側ほか 百二十四台</p>	<p>二十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>二 店舗所在地 立川市曙町二丁目十一番二号</p>
<p>十 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 百五十六台</p>	<p>二十三 縦覧期間 平成二十八年九月五日から平成二十九年一月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>三 設置者名 中武ビルディング株式会社</p>
<p>十一 変更前の廃棄物の保管施設の位置及び容量 店舗南西側ほか 立方メートル 百七十四・六八</p>	<p>二十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>四 意見 立川市</p>
<p>十二 変更後の廃棄物の保管施設の位置及び容量 店舗南西側ほか 方メートル 八十七・〇〇立</p>	<p>一 店舗名 サミットストア東長崎店</p>	<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>十三 変更を行う小売業者の氏名又は名称 株式会社カインズ</p>	<p>二 店舗所在地 豊島区長崎五丁目二十番十四号</p>	<p>六 縦覧期間 平成二十八年九月五日から同年十月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条</p>
<p>十四 変更前の開店時刻 午前八時三十分</p>	<p>三 設置者名 日立キャピタル株式会社</p>	<p>七 変更日 平成二十九年四月十三日</p>
<p>十五 変更後の開店時刻 午前六時四十五分</p>	<p>四 設置者住所 港区西新橋一丁目三番一号</p>	<p>八 届出日 平成二十八年八月十二日</p>
<p>十六 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時から午後十時まで</p>	<p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 百二台</p>	
<p>十七 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から午後十時まで</p>	<p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 百二台</p>	

<p>四 意見書</p> <p>ア 提出者及び住所 個人 北区</p> <p>イ 概要</p> <p>(ア) 駐車場の入口の位置について、店舗北側の住宅及び生活道路に影響のない位置とすること。</p> <p>(イ) 駐車場の出入口に交通誘導員を常時配置し、生活道路への店舗利用者車両の不要の進入を防止し、安全対策を講じること。</p> <p>(ウ) 店舗南側の駐車場の出口の位置について、車両が左折しやすい位置とし、あわせて店舗西側の生活道路への不要の進入を防止する対策を講じること。</p>	<p>七 縦覧時間</p> <p>例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>平成二十八年九月五日</p> <p>東京都知事 小池百合子</p> <p>一 店舗名 (仮称)ホームセンターコーナン北区王子店</p> <p>二 店舗所在地 北区堀船一丁目二十三番一ほか</p> <p>三 設置者名 コーナン商事株式会社</p>
<p>七 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>ウ 収受日 平成二十八年八月八日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十八年九月五日から同年十月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>(エ) 駐車場の傾斜路を走行する車両による排気ガス、騒音等の周辺環境への影響を極力小さくすること。</p> <p>(オ) 駐車場について、車両の灯火類の光が外部に漏れない位置、または光が漏れない構造とすること。</p> <p>(カ) 開店時刻を午前六時三十分より遅く、閉店時刻を午後十時より早くし、駐車場利用時間帯についても開店時刻及び閉店時刻に合わせることを。</p> <p>(キ) 地元町会等と協議の場を設置し、施設の配置及び運営に関する必要な事項について協定を締結し、営業開始後も良好な周辺環境が保全されるよう努めること。</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001